

# 誓約書兼同意書

令和 年 月 日

呉市長様

住所

氏名 ㊟

生年月日 年 月 日生

私は、呉市暴力団排除条例（平成24年3月13日条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと及び今後も暴力団員等に該当することはないことを誓約します。

また、市が広島県警察本部刑事部組織犯罪対策課（以下、「警察本部」という。）に私が暴力団員であるか否かについて確認を求めることに同意します。

なお、市の確認要求に対し、警察本部が回答することについて、私が同意している旨を警察本部に伝えて構いません。

(裏面)

## 呉市暴力団排除条例（抜粋）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員及び現に広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が行われている者をいう。

(中略)

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、市が実施する入札に暴力団員等を参加させず、及び法令に違反しない限りにおいて暴力団員等を補助金、交付金等の交付の対象としないようにする等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市及び市の公の施設の管理を行わせる指定管理者は、暴力団の活動のために公の施設を使用しようとする者に使用の許可をしないこととする等の必要な措置を講ずるものとする。

## 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(中略)

- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(中略)

- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

※呉市暴力団排除条例に記載の無いものについては広島県暴力団排除条例に準ずるものとする。